

4月8日（木） 知事会見

- 1 全県に「医療警報」を発出
- 2 長野圏域に「特別警報Ⅱ」を発出
長野市の時短等要請期間を延長

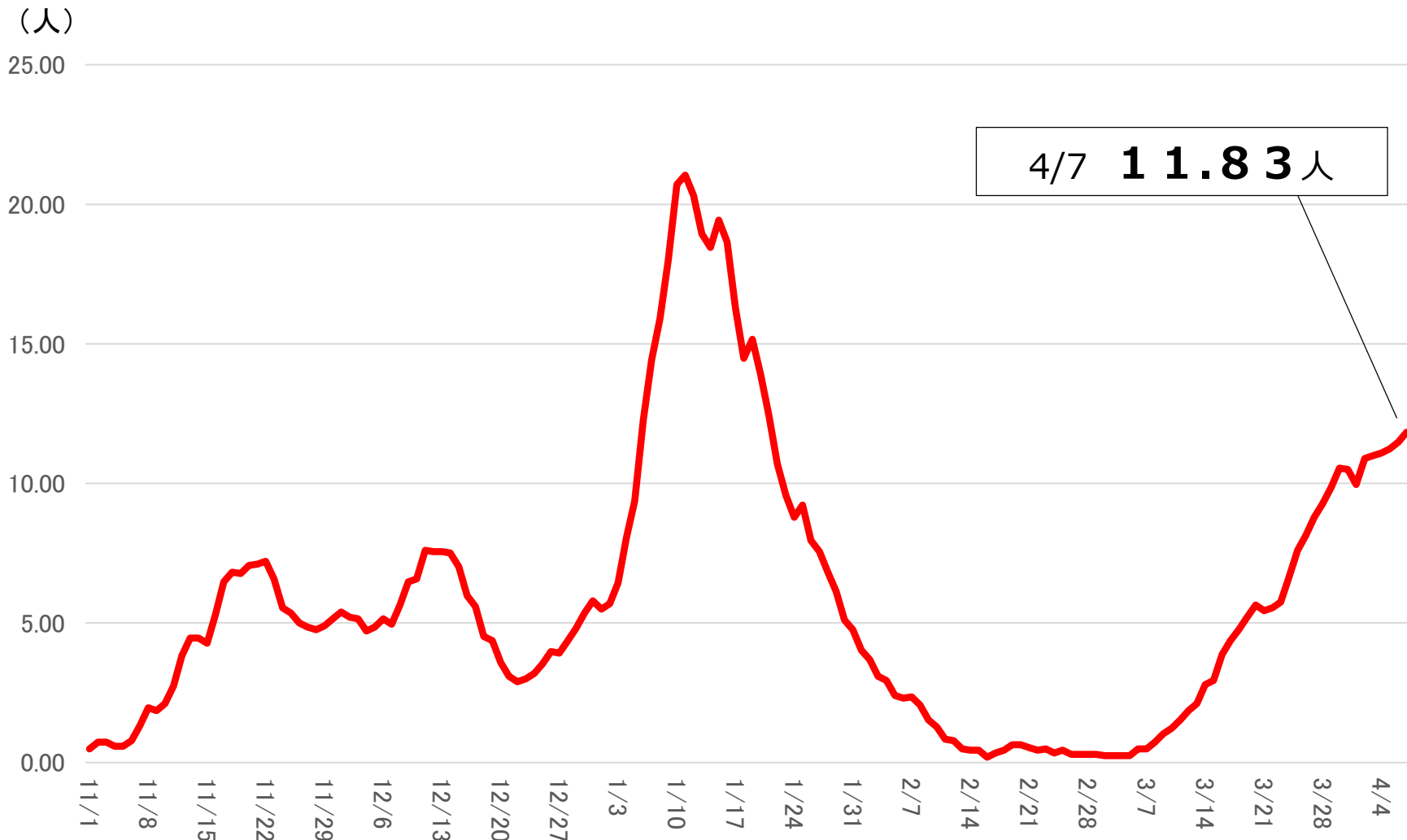
1 全県に「医療警報」を発出

1 - 1 1週間あたりの新規陽性者の推移 (1 1月以降)

算出方法： 直近1週間の陽性者数（※）÷人口×100,000

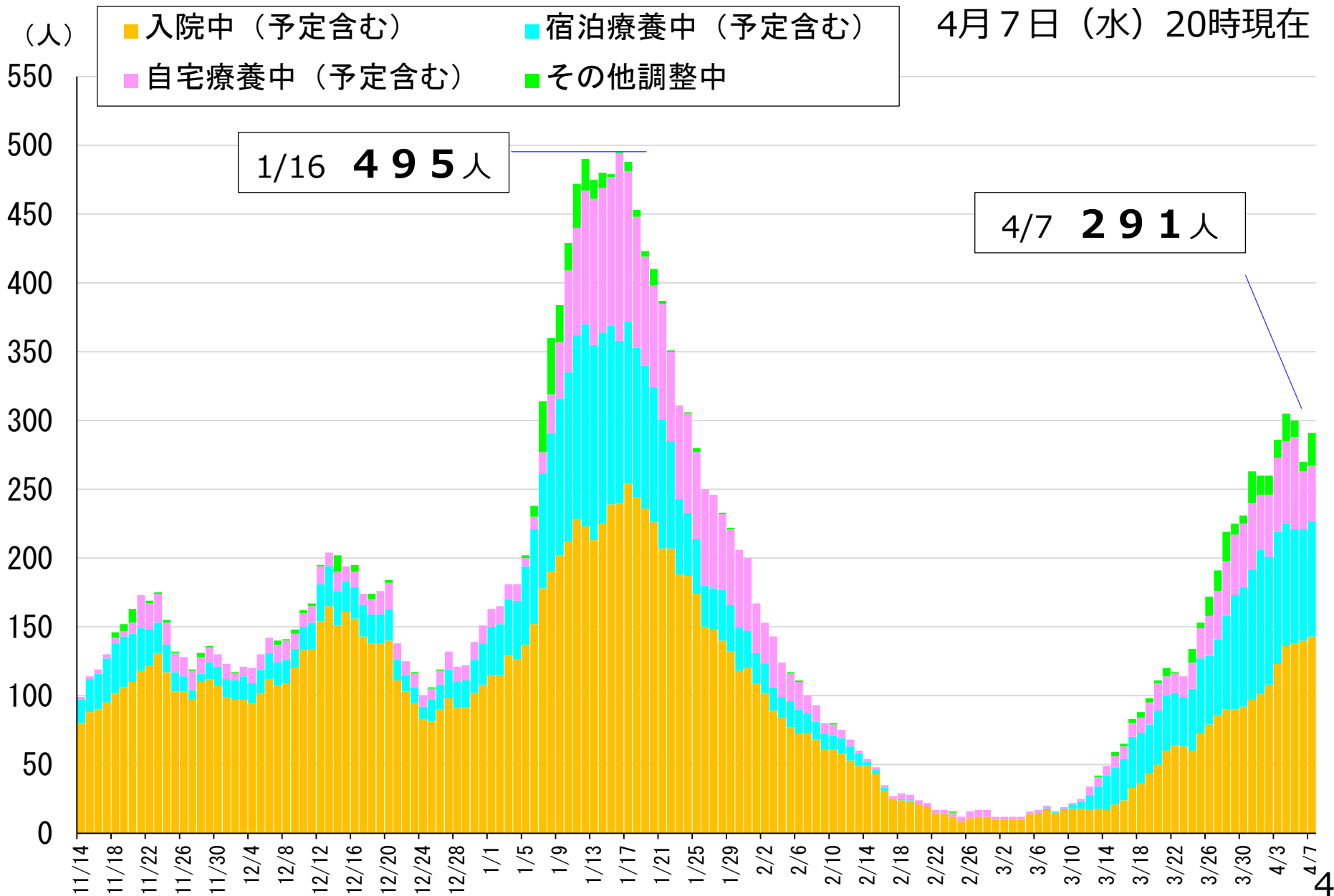
※R2.12.31までは確定日、R3.1.1以降は発生届受理日を基準に算出

4月8日（木）8時30分現在



1 - 2 療養者数の推移 (日別集計、各日とも20時時点、予定を含む)

4月7日 (水) 20時現在



1 - 3 病床利用の状況

(4月7日(水) 20時現在)



病床占有率 (全国統一の算定方法)

病床全体 (病床数 : 434床)	32.9%
重症者用病床 (病床数 : 49床)	0.0%

【参考】 病床逼迫度 (長野県の独自指標)

病床		入院者数※	病床逼迫度
中等症・ 軽症者用 (385床)	一般病床 (370床)	114人	30.8%
	専門病床 (15床)	1人	6.7%
重症者用 (49床)	一般病床 (42床)	0人	-
	専門病床 (7床)	0人	-
実質病床利用率		115人	26.5%

※ 434床以外の病床で入院している方 : 28人

1-4 4ブロック別病床逼迫度

(4月7日(水) 20時現在)



中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の逼迫度

中信

病床逼迫度

13.9%

南信

病床逼迫度

15.7%

北信

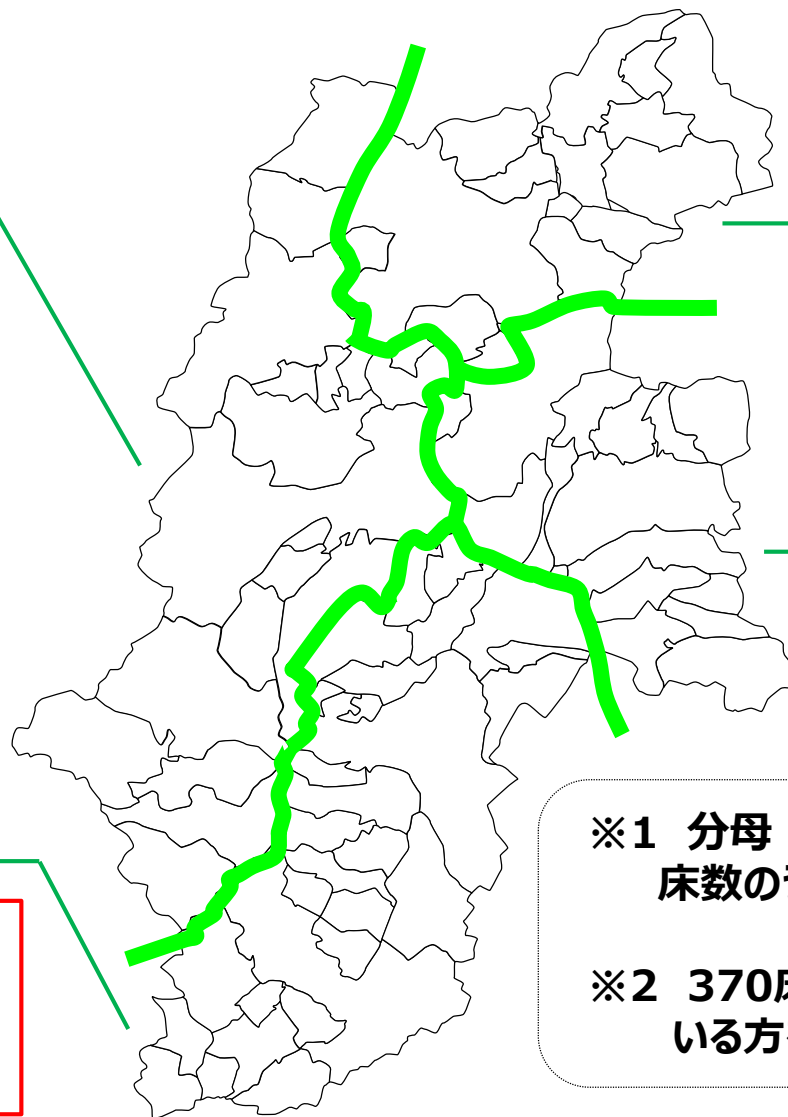
病床逼迫度

71.2%

東信

病床逼迫度

50.0%



二次医療圏を越えて
入院している方(全県)

30人

※1 分母：中等症・軽症者用の病床数のうち一般病床数=370床

※2 370床以外の病床で入院している方を除く

入院者数の増加を食い止め、県民の命と暮らし、 そして医療を守るための重大な局面

- 3月中旬以降、感染が急速に拡大。
一部圏域では身近な医療機関に入院できない方も
- 感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が
指摘されている変異株を県内でも確認

全県に

「医療警報」を発出します

全圏域（※）の感染警戒レベルを**「レベル3」**に

引き上げ**「新型コロナウイルス警報」**を発出します

※レベル3以上である佐久・上田・長野圏域を除く

- 3月中旬以降、感染が急速に拡大。一部圏域では身近な医療機関に入院できない方も
- 感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株を県内でも確認

⇒ **入院者数の増加を食い止め、県民の命と暮らし、そして医療を守るための重大な局面**

I 県としての対策強化

1 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実

- ・濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施
- ・変異株陽性者が発生した場合には、遡っての接触者へも幅広く検査を実施
- ・陽性者が多い地域における無症状者に対する検査の充実
- ・集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、指導等を実施

2 医療体制の強化

- ・県内医療機関に対して広域的な入院調整を行うとともに、受入可能病床数を更に拡充

3 事業者による感染防止対策の徹底

- ・ガイドラインチームにより、市町村等と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知等を実施
- ・「新型コロナ対策推進宣言」を行った事業者へ感染対策の巡回確認を行い、「信州の安心なお店」としての登録を推進

4 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底

- ・医療機関や福祉施設、学校や保育所・幼稚園など、各種施設に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、看護協会等とともに具体的なアドバイスを提供
- ・職場や寮などにおける感染防止対策を、経済団体等と連携して強化（県も一事業所として在宅勤務や勤務時間の割振り等の感染防止対策を徹底）

II 県民、事業者への協力をお願い

- ・市町村や関係団体と連携し、県民の皆様へ情報が行き渡るようなきめ細かな発信により、様々な場面における感染防止策の徹底をお願い
- ・言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民のニーズ等を把握しながら、効果的な情報発信を実施

III 暮らしと産業の支援

1 生活にお困りの方への支援

- ・休業等に伴う収入減少により資金が必要な世帯に対し、生活資金の貸付を実施（国の償還免除要件に該当しない方には、県独自に償還金の一部を補助）
- ・低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給
- ・国家資格や民間資格の取得を目指すひとり親世帯に対し、養成訓練期間中の生活費を支援
- ・就労等を目指すひとり親世帯に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を実施

2 営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援

- ・県からの要請に応じて営業時間短縮等を行った事業者に対し、協力金を支給
- ・市町村が行う事業者支援の取組に対し、交付金を交付

3 経済的影響を受ける事業者への支援

- ・産業・雇用総合サポートセンターにおいて、経営や雇用などの相談に対応
- ・飲食店を安心して利用していただくため、「信州の安心なお店」の登録推進やテイクアウト・デリバリーを促進

1 陽性者の早期補足のための調査、検査の充実

- 濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施
- 変異株陽性者が発生した場合には、遡っての接触者へも幅広く検査を実施
- 陽性者が多い地域における無症状者に対する検査の充実
- 集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、指導等を実施

2 医療体制の強化

- 県内医療機関に対して、広域的な入院調整を行うとともに、受入可能病床数を更に拡充

3 事業者による感染防止対策の徹底

- ガイドラインチームにより、市町村等と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知等を実施
- 「新型コロナ対策推進宣言」を行った事業者へ感染対策の巡回確認を行い、「信州の安心なお店」としての登録を推進

4 多数の者が生活・活動をともしる場における感染対策の徹底

- 医療機関や福祉施設、学校や保育所・幼稚園など、各種施設に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、看護協会等とともに具体的なアドバイスを提供
- 職場や寮などにおける感染防止対策を、経済団体等と連携して強化
(県も一事業所として在宅勤務や勤務時間の割振り等の感染防止対策を徹底)

- 市町村や関係団体と連携し、県民の皆様へ情報が行き渡るようなきめ細かな発信により、様々な場面における感染防止策の徹底をお願い
- 言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民のニーズ等を把握しながら、効果的な情報発信を実施

1 生活にお困りの方への支援

- 休業等に伴う収入減少により資金が必要な世帯に対し、生活資金の貸付けを実施（国の償還免除要件に該当しない方には、県独自に償還金の一部を補助）
- 低所得のひとり親世帯に対し、児童 1 人当たり 5 万円の特別給付金 を支給
- 国家資格や民間資格の取得を目指すひとり親世帯に対し、養成訓練期間中の生活費を支援
- 就労等を目指すひとり親世帯に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付け を実施

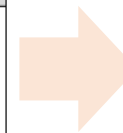
○償還免除対象者(国)

緊急小口資金	総合支援資金
令和3年度又は令和4年度が住民税非課税世帯	【初回貸付分】 令和3年度又は令和4年度が住民税非課税世帯 【延長貸付分】 令和5年度住民税非課税世帯 【再貸付分】 令和6年度住民税非課税世帯

○県独自の支援策(償還金の一部補助)

※2級地(長野市等の場合)

項目	内容										
対象者	国の償還免除要件に該当しない住民税所得割非課税相当の世帯										
補助額	最大28万円										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">緊急小口資金 (償還額の1/2)</th> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">総合支援資金 (償還額の1/10)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">初回貸付分</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延長貸付分</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再貸付分</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> </tr> </tbody> </table>	緊急小口資金 (償還額の1/2)	総合支援資金 (償還額の1/10)		10万円	初回貸付分	6万円	延長貸付分	6万円	再貸付分	6万円
	緊急小口資金 (償還額の1/2)	総合支援資金 (償還額の1/10)									
	10万円	初回貸付分	6万円								
延長貸付分		6万円									
再貸付分		6万円									
据置期間	県独自に償還金を補助することで、据置期間をさらに1年延長										



世帯	対象者の年収 (目安)
2人世帯 (扶養1人)	147~170万円/年
3人世帯 (扶養2人)	188~221万円/年

※ 生活就労支援センター「まいさぼ」が自立に向けた支援を行います。

2 営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援

- 県からの要請に応じて営業時間短縮等を行った事業者に対し、協力金を支給
- 市町村が行う事業者支援の取組に対し、交付金を交付

3 経済的影響を受ける事業者への支援

- 産業・雇用総合サポートセンターにおいて、経営や雇用などの相談に対応
- 飲食店を安心して利用していただくため、「信州の安心なお店」の登録促進やテイクアウト・デリバリーを促進

生活にお困りの方や時短要請等の影響を受ける事業者 を支援するための4月補正予算（4/8専決処分）

一般会計 **32億1,837万6千円**

①	国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を踏まえた <u>生活にお困りの方への支援</u>	14億1,957万6千円
②	営業時間短縮要請等の影響を受ける <u>事業者への支援</u>	17億9,880万円

① 生活にお困りの方への支援

- 生活福祉資金特例貸付事業 10 億9,000 万円
- 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業
2億8,869万5千円
- 高等職業訓練促進給付金等給付事業 1,038万円
- ひとり親家庭住居支援資金貸付事業 3,050万1千円

② 営業時間要請等の影響を受ける事業者への支援

- 新型コロナウイルス拡大防止協力金 14億6,600万円
- 特別警報Ⅱ発出市町村飲食業等支援交付金 3億3,280万円

高齢者、基礎疾患がある方

- 感染リスクが高い行動をできるだけ避け、
慎重に行動をお願いします。
- 周囲に高齢者、基礎疾患がある方がいる方には、
こうした方を守っていただくようお願いします。

会食

- 「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数、長時間とならないように留意してください。
- 特に同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意し、事業者、利用者双方で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただきますようお願いします。

感染拡大地域※への訪問、同地域からの帰省

- できるだけ控えてください。
- 訪問や帰省が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。県ホームページで随時お知らせしています。
(R3.4.8現在：宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、沖縄県)。
なお、必要に応じて、感染拡大地域以外の都道府県への訪問についても注意喚起を行う場合があります。

旅行

- できるだけ同居のご家族と県内で

お楽しみいただくようお願いします。

新型コロナ対策推進宣言

- 事業者の皆様は、感染拡大防止ガイドラインを徹底し、新型コロナ対策推進宣言を行っていただくよう改めてお願いします。
- 県民の皆様には、できるかぎり新型コロナ対策推進宣言を行っている事業所をご利用いただくようお願いいたします。

事業者の皆様へ

- 事業者の皆様は、従業員の皆様の在宅勤務・テレワーク、時差出勤を拡大していただくようお願いいたします。
- 休憩時間など、いわゆる居場所の切り替わりによる、気の緩みへの注意喚起など、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。

※ 現在、県として新たに「信州の安心なお店」登録制度を開始しています。
新型コロナ対策推進宣言をアップグレードしていただき、巡回員が感染対策状況を確認します。

施設管理者の皆様へ

- 医療機関、福祉施設における感染に加え、学校
や保育園における感染例が確認されています。
- 施設管理者の皆様には、改めて感染防止策の
徹底をお願いします。

2 長野圏域に「特別警報Ⅱ」を発出 長野市の時短等要請期間を延長

2 - 1 直近 1 週間の新規陽性者の状況

(人)



		4/1 (木)	4/2 (金)	4/3 (土)	4/4 (日)	4/5 (月)	4/6 (火)	4/7 (水)
全 県	陽性者数累計 (直近 1 週間)	204	222	223	226	229	234	241
	人口10万人 当たり累計	10.01	10.89	10.94	11.09	11.24	11.48	11.83
長野 圏域	陽性者数累計 (直近 1 週間)	135	144	146	151	141	142	145
	人口10万人 当たり累計	25.56	27.26	27.64	28.58	26.69	26.88	27.45
長野 市	陽性者数累計 (直近 1 週間)	102	106	103	107	99	98	94
	人口10万人 当たり累計	27.71	28.80	27.98	29.07	26.90	26.63	25.54

これ以上の感染拡大は、全県の医療提供体制に 深刻な影響を及ぼしかねない状況

- 長野市の1週間の新規陽性者数は94人と、依然として高い水準となっているほか、飲食の機会を起因とする陽性者が継続して確認されている。
- 長野市を除く長野圏域においても、感染経路が不明の事例が多く、また、医療機関における陽性者の確認などのリスクの高い事例もみられる。

長野圏域の感染警戒レベルを「**レベル5**」に

引き上げ「**特別警報Ⅱ**」を発出します。

(4月21日(水)まで)

長野市の一部地域における酒類の提供を行う飲食店等に対する施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）の協力要請期間を延長します

要請期間：4月2日（金）～ **4月15日（木）**

6日間の延長
(延長前：4/9)

* 感染状況により延長する場合あり

※期間以外は、3月31日の要請内容と同様

2 - 5 営業時間短縮等を要請する施設

特別警報Ⅱ

期間：4月2日（金）～ **4月15日（木）**

（長野市の一部地域）

2日（金）の営業時間から適用（営業時間短縮の場合は2日（金）の20時以降適用）

対 象	ガイドライン 遵守の有無	要 請 内 容
接待を伴う飲食店、 飲食店（酒類の提供を行う ものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕 スナック、バー、パブ等	非遵守	休 業
	遵 守	営業時間の短縮 （5時～20時）
飲食店等（酒類の提供を 行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項 第14号に該当する施設〕 居酒屋、レストラン等	—	営業時間の短縮 （5時～20時） ※ 宅配・テイクアウトを除く

2-6 「長野圏域への特別警報Ⅱの発出」・ 「時短等要請期間延長」にあわせて

- 時短の延長要請等に応じて引き続き協力していただく
長野市の指定地域の事業者には協力金を増額して
支給します。

【 協力金：56万円／事業所（店舗） （4万円／日×14日間） 】

期間延長に伴い増額：4万円×6日間＝24万円／事業所（店舗）

- 長野圏域の市町村が飲食店等を支援する場合、
交付金を交付します。

対象地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、
高山村、信濃町、小川村、飯綱町

- 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します
- 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します
- 高齢者施設の従事者等に対し集中的な検査を行います
- 県の公共施設について感染対策の徹底や休止等必要な措置を検討するとともに、長野圏域の市町村に対しても検討を要請します